

青森県報

第百三十八号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

告 示

- 基本測量の終了.....(監理課) 一
 - 公共測量の実施.....(同) 一
 - 公共測量の終了.....(同) 一
 - 都市計画事業計画の変更認可.....(都市計画課) 二
 - 右 同.....(同) 二
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....(会計管理課) 二
- 公 告
- 県営土地改良事業計画変更の決定.....(農村整備課) 三
 - 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表.....(水産振興課) 三
 - 建設業者の許可の取消し.....(中南地域民局) 四

告 示

青森県告示第二百五十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

二 作業期間

令和元年七月二十六日から令和二年三月十日まで

三 作業地域

西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町

青森県告示第二百五十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量作業)

三 測量の期間

令和二年三月二十三日から同年五月二十九日まで

四 測量の地域

八戸市小中野六丁目地内

二級基準点一点

青森県告示第二百五十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
田舎館村
- 二 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）
- 三 測量の期間
令和元年七月十六日から令和二年三月十三日まで
- 四 測量の地域
南津軽郡田舎館村地内

青森県告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画公園事業の事業計画の変更を令和二年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
むつ市

- 二 都市計画事業の種類
むつ都市計画公園事業（五・五・一号 おおみなと臨海公園）

- 三 事業施行期間
平成二十九年八月四日から令和三年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし

- 2 使用の部分
変更なし

青森県告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市

計画公園事業の事業計画の変更を令和二年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
八戸市

- 二 都市計画事業の種類
八戸都市計画公園事業（六・五・一号 長根公園）

- 三 事業施行期間
平成二十六年四月十四日から令和七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし

- 2 使用の部分
変更なし

青森県告示第二百六十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和二年三月三十一日から施行する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社商工組合中央金庫青森支店	青森市長島二丁目
株式会社商工組合中央金庫八戸支店	八戸市大字八日町

を削る。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、荒川中部地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年三月三十一日から同年四月二十七日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和二年三月二十七日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第五管理期間）第二を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量（以下「知事管理量」という。）と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 （以下「小型魚」という。）	298.9トン	うち2.8トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 （以下「大型魚」という。）	375.2トン	うち4.7トンを留保する

注1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第5管理期間）（以下「県計画別添」という。）の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

注2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれ著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社レクシム
- 二 代表者の氏名 西館利貞
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字本町三三の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第二九九〇号
- 五 取消年月日 令和二年一月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭